

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

平成27年2月24日（火）

内閣府

目次

1. 平成27年度における社会保障の充実	・・・	1
2. 平成27年度内閣府予算案について	・・・	6
3. 平成27年度公定価格について	・・・	10
4. 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行について	・・・	16
参考資料	・・・	18

1. 平成27年度における社会保障の充実 について

①平成27年度における社会保障の充実について

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

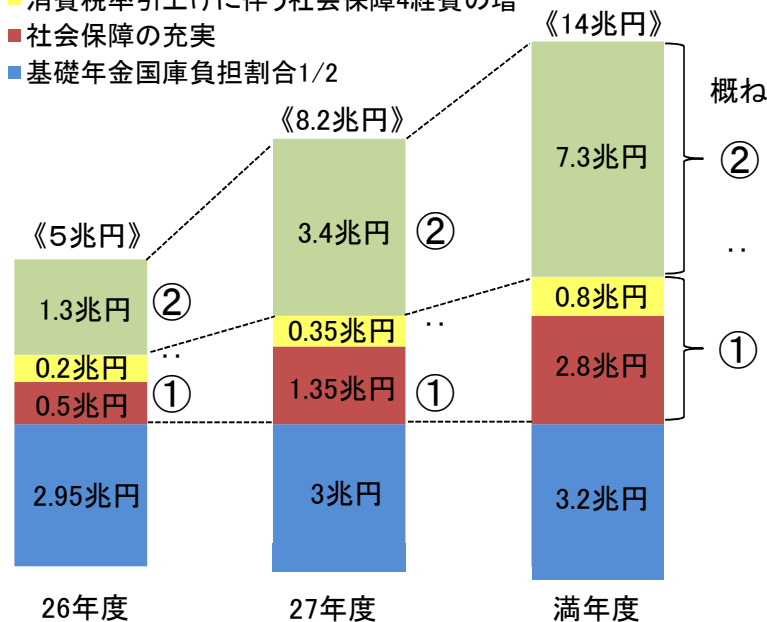
〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.35兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(消費税率5%引上げ時)

②平成27年度における「社会保障の充実」の考え方について

○ 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

○ 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

③子ども・子育て支援の充実について

I. 子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行予定)

所要額(公費) 4,844億円

合計(公費) 5,127億円

- 平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)☆
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 等

(☆は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

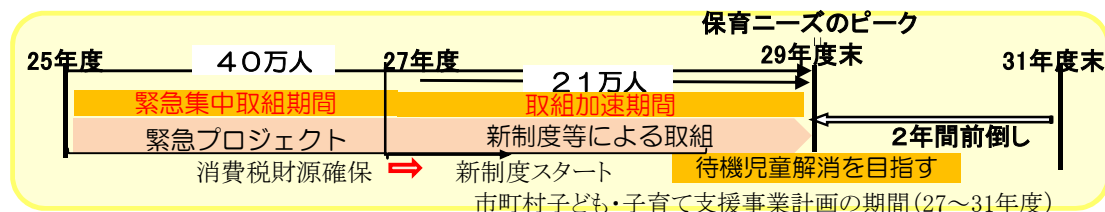
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の改善>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

【参考：待機児童解消加速化プラン】

「緊急集中取組期間」(25・26年度)における取組(約20万人分の受け皿を確保する予定)に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」(27～29年度)で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。<平成27年度では、約8万人分(※)の受け皿を確保する予定>



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、引き続き、別途適切に確保。

※確保する約8万人分の受け皿の一部については、前倒しして整備を行う。(26年度補正予算)

II. 社会的養護の充実

所要額(公費) 283億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の改善を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

④平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目

○ 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施。

	量的拡充	質の改善
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の改善 合計 5,127億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

2. 平成27年度内閣府予算案について

①子ども・子育て本部(平成27年4月～)について

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣
【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る企画立案・総合調整
 - ・少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進 等
- 子ども・子育て支援法に基づく事務
 - ・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付、地域型保育給付、児童手当)
 - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管)
 - ・認定こども園制度に係る一元的窓口
 - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

厚生労働省

【主な業務】

- 児童福祉法に基づく事務
 - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に係る基準、指導監督
 - ・保育士に関する事項 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

文部科学省

【主な業務】

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
 - ・幼稚園に係る基準、指導監督
 - ・幼稚園教諭に関する事項
 - ・私学助成に係る事務(新制度に移行しない私立幼稚園に対する補助等) 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

②平成27年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)について

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7, 175億円】

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・ 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(児童手当制度（年金特別会計に計上）)

【1兆4, 177億円】

○ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(地域少子化対策強化交付金)

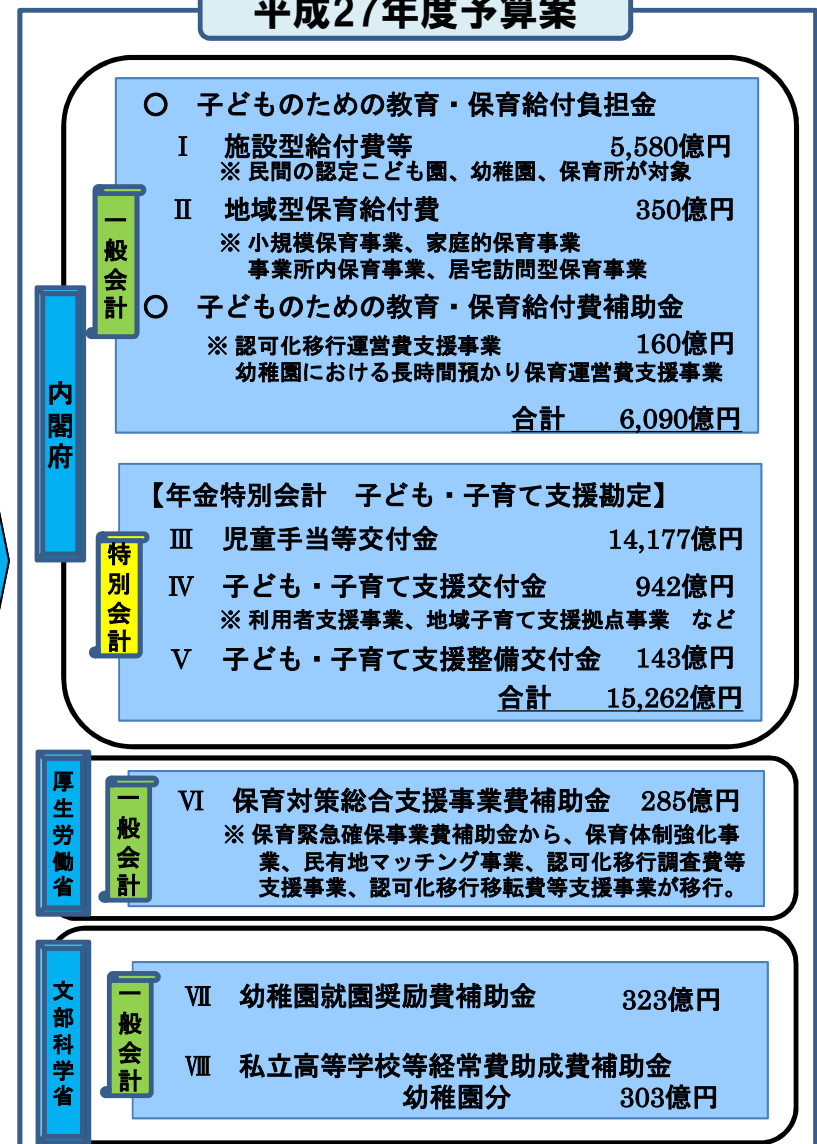
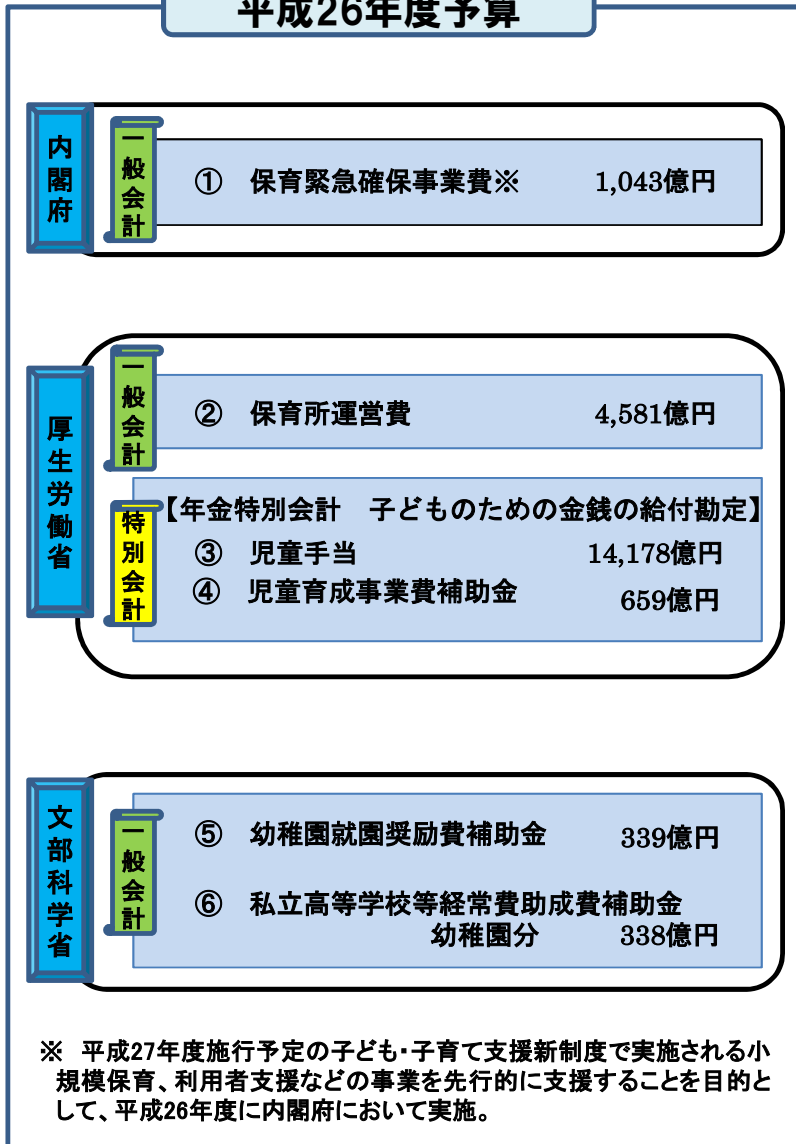
【26年度補正予算30億円】

- ・ 我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

(参考)『平成26年度予算』から『平成27年度予算案』の予算体系について

平成26年度予算

平成27年度予算案



※ 計数については、四捨五入の関係により端数において合計と合致しないものがある。

※ 保育所等の施設整備や保育士確保プランに係る費用は引き続き厚労省予算に計上。

3. 平成27年度公定価格について

①平成27年度公定価格について

○ 平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価については、以下の2点(基本的に増額要素)を除き、加算項目も含め、昨年5月にお示した公定価格の仮単価とほぼ同内容となる。これについては、2月9日に既にご連絡しているところ。

① 公定価格に係る調整課題に対する対応の反映

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の経過措置
- ・ 大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し(1号定員に係るチーム保育加配加算)
- ・ 小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善
- ・ 事業所内保育事業に対する減価償却費加算

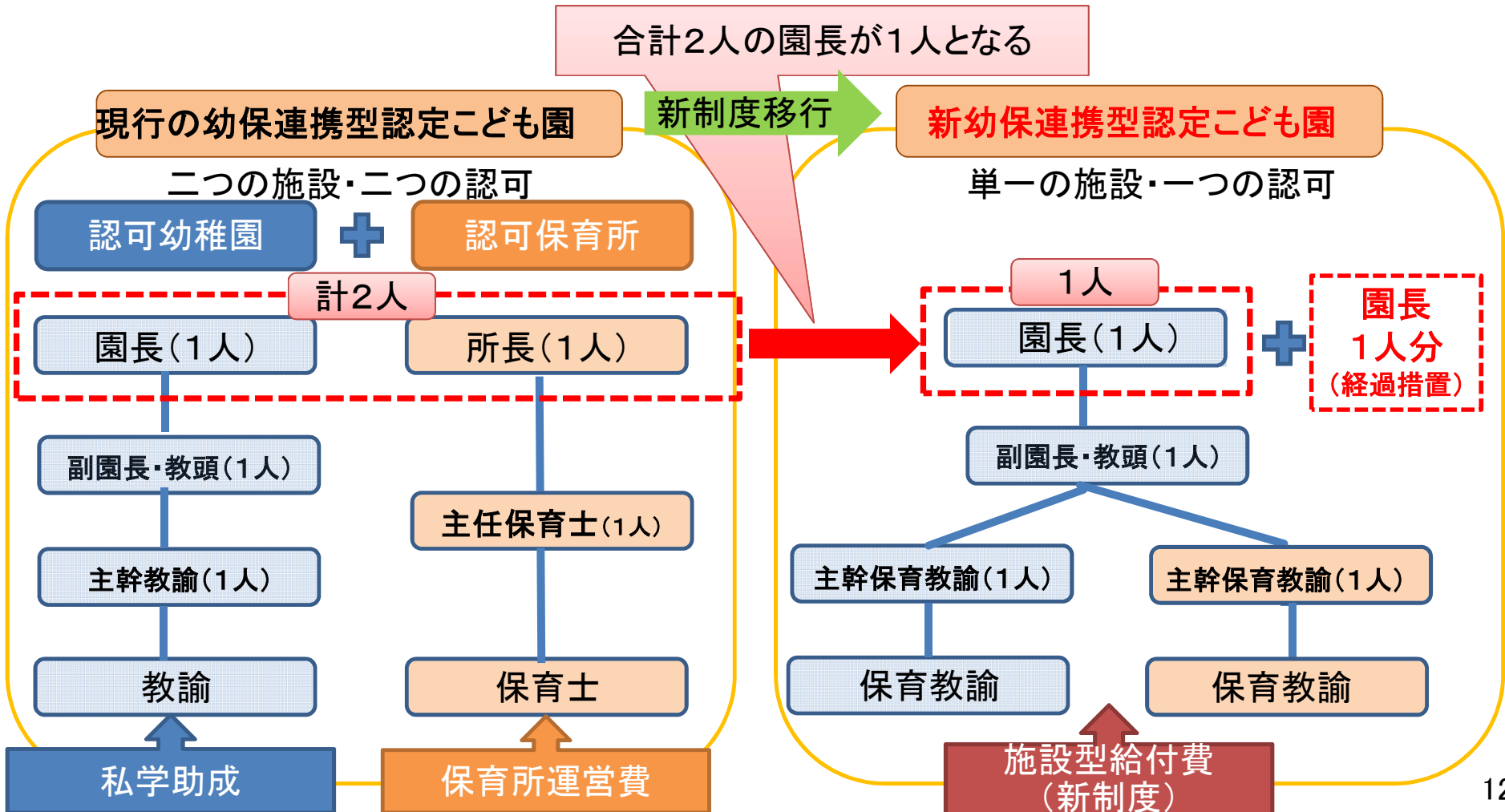
② 平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定内容の反映

- ・ 平成26年度の国家公務員給与の改定の反映(保育士に係る人件費+2.0%など)
- ・ 平成27年度の国家公務員給与の改定の反映(地域区分の見直し(7区分→8区分など)など)

(注) 1号子どもに係る施設型給付等の額は、法律上、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、単価表の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格を示すもの。

② 現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の対応について

現に施設長である者が退職等した時点まで(ただし、5年を限度とする)経過措置を設けることとする。



③大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し

幼稚園や認定こども園の教諭等の配置状況が園によって大きく異なることから、基本分単価に含まれる教諭数を超えて教諭を配置している場合は、公定価格上、加配加算により対応することとしているが、現行の私学助成からの円滑な移行を踏まえ、大規模園について、その見直しを行う。

仮単価設定の際の考え方

○1号子ども給付の基本分単価に含まれる教諭数について、公定価格上、以下のとおり設定^(注1)

4歳児以上 園児30人:教諭1人

3歳児 園児20人:教諭1人^(注2)

注1) これ以外に、定員規模に応じて、常勤1人の加配(学級編制調整加配・休けい保育教諭加配)。
注2) 満3歳児(学齢2歳児)について、園児6人:教諭1人の配置を行っている場合は、加算で評価

○しかしながら、現状の私立幼稚園の教諭の配置状況には園ごとに大きく異なり、この配置数のみでは実態を十分にカバーできないこと、規模が大きくなるにつれその格差が大きくなることから、**加配加算の算定上限数を定員規模に応じて引き上げて設定。**
○これにより、実際に基本配置数を超えて教諭を配置している園については、加配加算を算定できることとしている。

仮単価での算定上限数

(チーム保育加配加算)

利用定員※	算定上限数
～45人	1人
46人～150人	2人
151人～270人	3人
271人～	4人

※利用定員は3歳以上の合計

大規模園を中心として、「配置基準+チーム保育加配」でカバーできる教員数と、私学助成対象の実教員数の乖離が大きく、減収となる園が多数生ずるおそれ

⇒ 平均的規模を上回る園について、現行私学助成との乖離が大きくなるように、算定上限を引き上げ

算定上限数(見直し案)

利用定員※	算定上限数
～45人	1人
46人～150人	2人
151人～ 240人	3人
241人～270人	3.5人
271人～300人	4人
301人～450人	5人
451人～	6人

④小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善について

<小規模保育事業の職員配置基準>

		保育所	小規模保育事業	
			A型	B型
職員	職員数	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1	保育所の配置基準 + 1名	保育所の配置基準 + 1名
	資格	<u>保育士</u> ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	<u>保育士</u> ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	<u>1 / 2以上保育士</u> ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施

※公定価格算定上の職員1人当たりの人件費等（人件費、社会保険料事業主負担金等）
 保育士 約460万円（うち人件費約360万円）
 保育士以外の保育従事者 約200万円（うち人件費約180万円）

⇒ 認可基準上、保育士と保育士以外の保育従事者では、求められる役割に差はないことから、格差が大きすぎるとの指摘

⇒ 約200万円（うち人件費約180万円） → 約300万円（うち人件費約250万円）
 に見直し

⑤事業所内保育事業に対する減価償却費加算の取扱いについて

保育所



【新設・建て替え】

財政支援

施設整備費補助金
(一般会計)

Or

減価償却費加算

事業所内



【新設・建て替え】

財政支援

施設整備費補助金*
(雇用保険事業)

* 1事業主につき、助成が1回限りと
いった制約あり

※減価償却費加算は無し

※減価償却費加算

施設整備費補助金を受けずに整備した施設に対して、施設整備に係る費用を長期平準化して公定価格に組み込み支援

⇒ 事業所内保育事業の公定価格の設定上、減価償却費加算を設けていないことから、公平性の観点から対象とするよう指摘

⇒ 事業所内保育事業も加算対象とする。

4. 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行 について

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行について

1. 子育て支援の量と質の充実に必要な財政措置

- ・新制度に基づく子育て支援の量と質の充実に必要な予算の確保
- ・教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の設定や私学助成の独自措置の検討における私学担当部局との連携

2. 地方版子ども・子育て会議等を活用した子ども・子育て支援事業計画の継続的な点検・評価・見直し

- ・各施設・事業の目標値の精度向上や地域子ども・子育て支援事業の活用方策
- ・事業計画における住民意見のきめ細やかな反映

參考資料

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実
施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育訪問支援事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付事業(新規)
- ・多様な主体参入促進事業(新規)

質改善による単価の比較

○平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価

平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価は、平成27年度予算案の編成を受け、「資料1-2 公定価格単価表(案)」のとおりとなるが、地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、1つの施設・事業から見て、どの程度の質改善が行われるかを、比較表の形で次頁以降にお示しする。

- ・ これらの比較表は、1つの施設・事業に着目して作成した例示であり、例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔 比較表の前提条件 〕

- ・ 地域区分 : その他の地域 (人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・ 定員区分 : 下枠のとおり

【施設型給付の利用定員】

- ・ 幼稚園 : 「180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・ 保育所 : 「90人」(保育所の平均的な規模)
- ・ 認定こども園 : 施設全体 : 「180人」(教育標準時間認定(1号)部分 : 「120人」・保育認定(2号・3号)部分 : 「60人」)
(平均的な規模の認定こども園の利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

【地域型保育給付の利用定員】

- ・ 家庭的保育 : 「4人」
- ・ 小規模保育 : 「12人」(6~19人の中間的な規模 : 12人が該当)
- ・ 事業所内保育 : 「12人」(6~19人の中間的な規模 : 12人が該当)
- ・ 居宅訪問型保育 : 「1人」

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁以降に示したものは上記の前提条件の下での例示である。

<幼稚園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 180人（私立幼稚園の平均的な規模）とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合
4歳以上児	30:1	122人	68.1%
3歳児	20:1	54人	29.8%
満3歳児		4人	2.1%
合計		180人	100.0%

地域区分：その他地域

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑤)	58,020千円	58,586千円	☆事務負担への対応（非常勤職員週2日）を基本額へ組み込み	58,473千円
処遇改善(⑥)	5,386千円(10%)	7,001千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	7,001千円
加算部分1(⑦~⑬)	16,440千円	21,538千円	・副園長・教頭配置加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	21,375千円
加算部分2(⑭~⑳)	59千円	2,110千円	・施設関係者評価加算 ☆療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加	2,109千円
合計	79,905千円	89,235千円	・増加額:9,329千円(B-A)	88,960千円

＜保育所＞ 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 90人（私立保育所の平均的な規模）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児（30：1）	34人	38.3%
3歳児（20：1）	18人	19.7%
1、2歳児（6：1）	30人	33.3%
乳児（3：1）	8人	8.7%
合計	90人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆：「質の改善」事項	参考：金額 (仮単価)
基本分単価(⑥)	65,320千円	70,157千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配)、研修代替職員の配置(年間2日)	69,319千円
処遇改善(⑦)	5,650千円(10%)	7,908千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	7,738千円(13%)
加算部分1(⑧～⑬)	5,594千円	7,266千円	・所長設置加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	7,223千円
加算部分2(⑰～㉓)	3,823千円	4,815千円	・主任保育士専任加算(子育て支援活動費を追加)、事務職員雇上費加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加	4,783千円
合計	80,387千円	90,146千円	・増加額：9,759千円(B-A)	89,063千円

<認定こども園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 180人（認定こども園の平均的な規模）とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	児童数		構成割合
		1号	2、3号	
4歳以上児 (30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児 (20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児 (6:1) ※	20人	3人	17人	11.1%
乳児 (3:1)	5人	/		2.8%
合計	180人	120人	60人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

※1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価 (1号:⑤、2・3号:⑥)	86,722千円	92,929千円	☆事務負担への対応（非常勤職員週2日）、保育標準時間に対応した職員配置の改善（延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人（3時間分）の加配）、研修代替職員の配置（年間2日）、子育て支援活動費	91,065千円
処遇改善 (1号:⑥、2・3号:⑦)	7,794千円(10%)	10,914千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	10,656千円(13%)
加算部分1 (1号:⑦~⑭、2・3号:⑧~⑬)	20,381千円	25,214千円	・副園長・教頭配置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	25,006千円
加算部分2 (1号:⑰~⑳、2・3号㉑~㉓)	1,080千円	1,707千円	・事務職員雇上費加算、施設関係者評価加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加	1,707千円
合計	115,978千円	130,763千円	・増加額:14,785千円(B-A)	128,434千円

※上記とは別途、既存の幼保連携型認定こども園については、施設長に係る経過措置を設定

<家庭的保育事業> 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

○ 現行の家庭的保育事業の平均的な利用児童数（4人）を踏まえて設定（地域区分：その他地域）。

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆：「質の改善」事項	参考：金額 (仮単価)
基本分単価(④)	6,883千円	7,302千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善（非常勤保育士1人（3時間分）の加配）、連携施設経費、研修代替職員の配置（年間2日）	7,196千円
処遇改善(⑤)	648千円(10%)	892千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	880千円(13%)
加算部分1(⑥～⑪)	3,284千円	3,958千円	・家庭的保育補助者加算、家庭的保育支援加算 ☆賃借料加算(C地域標準)を追加	3,946千円
加算部分2(⑮～⑳)	0千円	270千円	☆栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加	270千円
合計	10,815千円	12,423千円	・増加額：1,607千円(B-A)	12,291千円

<小規模保育事業> 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

- A型・B型は定員12人(6~19人の中間)として、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。
- C型は現行のグループ型小規模保育事業の平均的な定員規模(10人)を踏まえて設定

小規模保育事業A型・B型

	児童数	構成割合
1、2歳児(6:1)	9人	75.0%
乳児(3:1)	3人	25.0%
合計	12人	100.0%

小規模保育事業C型

	児童数	構成割合
3歳未満児(5:2)	10人	100.0%
合計	10人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑥)	22,100千円(A型) 17,739千円(B型) 15,835千円(C型)	23,272千円(A型) 20,680千円(B型) 16,850千円(C型)	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善(非常勤保育士1人(3時間分)の加配)、研修代替職員の配置(年間2日)、連携施設経費、保育士以外の職員の人件費単価の改善(B型)	23,043千円(A型) 18,671千円(B型) 16,735千円(C型)
処遇改善(⑦)	2,063千円(A型・10%) 1,627千円(B型・10%) 1,464千円(C型・10%)	2,831千円(A型・13%) 2,490千円(B型・13%) 2,031千円(C型・13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	2,794千円(A型・13%) 2,228千円(B型・13%) 2,016千円(C型・13%)
加算部分1(⑧~⑭)	4,769千円	5,393千円	・管理者設置加算 ☆賃借料加算(C地域標準)を追加	5,390千円
加算部分2(⑰~⑳)	0千円	270千円	☆栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加	270千円
合計	28,932千円(A型) 24,135千円(B型) 22,068千円(C型)	31,766千円(A型) 28,832千円(B型) 24,549千円(C型)	・増加額:2,835千円(A型) 4,697千円(B型) 2,481千円(C型) (B-A)	31,496千円(A型) 26,559千円(B型) 24,412千円(C型)

< 事業所内保育事業（小規模保育事業B型の基準が適用される施設） > 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

○ 小規模保育事業B型の基準が適用される事業は12人（6～19人の中間）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定（地域枠は国で示す基準の下限に設定）。

	児童数	従業員枠	地域枠	構成割合
1、2歳児（6:1）※	9人	6人	3人	75.0%
乳児（3:1）	3人	2人	1人	25.0%
合計	12人	8人	4人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆：「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑥)	15,846千円	18,427千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善（非常勤保育士1人（3時間分）の加配）、研修代替職員の配置（年間2日）、連携施設経費、保育士以外の職員の人件費単価の改善	16,633千円
処遇改善(⑧)	1,627千円(10%)	2,484千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	2,221千円(13%)
加算部分1(⑨～⑬)	4,769千円	5,263千円	・管理者設置加算 ☆減価償却費加算(又は賃借料加算)(C地域標準)を追加	4,900千円
加算部分2(⑱～㉓)	0千円	270千円	☆栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加	270千円
合計	22,242千円	26,444千円	・増加額:4,201千円(B-A)	24,024千円

＜居宅訪問型保育事業＞ 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

○ 保育短時間認定子どもの利用と仮定（地域区分：その他地域）。

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆：「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(④)	4,126千円	4,217千円	☆研修代替職員の配置（年間2日）	4,144千円
処遇改善(⑤)	412千円(10%)	548千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	538千円(13%)
加算部分1(⑥～⑨)	0千円	0千円		0千円
加算部分2(⑩)	0千円	150千円	☆第三者評価受審加算を追加	150千円
合計	4,537千円	4,915千円	・増加額:377千円(B-A)	4,832千円